平成２８年度 灘海園事業計画

【選ばれる施設づくり】

◎　施設運営の基本的な考え方

○　高齢者が、その心身の状況に応じて、自ら選択して適切な在宅サービスや施設サービスを利用しながら、できる限り住み慣れた家庭や地域又は身近な施設で生活できるよう、“その人らしさを大切に”の基本理念の下、満足度の向上を目指した質の高いサービスを提供するとともに、利用者の安心・安全の確保に努める。
○　また、高齢者福祉の向上に更に貢献できるよう、いわゆる在宅福祉三本柱（短期入所、通所介護、訪問介護）の充実に向けた取組を進める。

○　さらに、「地域包括ケアシステムの構築」に向けては、岩国圏域の中で、市町や関係機関・団体等との連携を一層強化し、施設サービスや多様な在宅サービスの質の向上に努め、高齢者サービスの拠点としての役割を果たしていくとともに、予防給付（通所介護及び訪問介護）の総合事業への移行が円滑に進むように努める。

≪施設サービス≫
○　ユニットケアの質の向上を図る取組を更に進めることとし、入居者一人ひとりがこれまで過ごしてきた生活や住み慣れた環境を重視し、各ユニットや各職域で創意工夫しつつ、一人ひとりに応じた安心・安全で快適な生活の支援に努める。
○　さらに､フロアリーダーを中心としたユニット職員の指導･育成と資質の向上を図り、各ユニット、ひいては施設全体のサービスの質の確保や標準化に努める。

≪在宅サービス≫
○　併設する居宅介護支援事業所において、今後とも地域の関係事業者等との連携の下、地域の高齢者等からの様々な相談に応じ、適切なケアマネジメントを実施する。
○　通所介護については、法改正に伴い『地域密着型通所介護』に移行する。また、通所介護及び訪問介護は予防給付の総合事業への移行により、より地域住民に密着した形での事業として、サービスの充実を図り、地域から信頼と安心を得られるような取組に努める。
○　在宅対策の一層の充実を図るため、小規模多機能事業所(又はグループホーム)の創設に向けて、制度改正や岩国市の整備計画、利用者のニーズの動向を勘案し、引き続き検討していく。

◎サービス提供の基本方針

１　入居者本位のサービス提供

(1) 入居者を尊重する姿勢
　ア　基本姿勢

サービスの提供に当たっては、常に入居者の立場に立って、入居者の意思や自己決定を尊重し、入居者との信頼関係を深める。入居者と職員が、日常生活の自立に向けた支援や活動を行うとともに、家族や関係者等に対し、常に誠意をもって丁寧な接遇に努める。

イ　基本的人権への配慮

入居者一人ひとりの個別性（心身の状況、年齢、趣味、生活歴等）を十分理解し、基本的人権を尊重してサービスを提供するとともに、特に入浴や排泄においてはプライバシー保護に努める。入居者の要望によっては、可能な限り同性介護を考慮する。

ウ　身体拘束廃止・虐待防止の取組

「身体拘束ゼロ」の取組の継続とともに、生命の保護や安全上、緊急やむを得ないと判断される場合は、本人や家族等の了解のもとで、最小限にとどめることとし、廃止に向けた取組を継続する。

「高齢者虐待防止法」、「障害者虐待防止法」、当事業団「職員行動規範」や地域包括支援センターで行われる虐待防止研修会の資料を活用して、職場内研修を開催し、職員の虐待防止に対する意識の向上や個人の尊厳等の周知徹底を図るとともに、不適切なケアの改善のため、職員相互が情報を共有しやすい、風通しの良い職場づくりに努める。

エ　地域福祉権利擁護事業・成年後見制度の活用

施設入居後も安心した生活が送れるよう、「地域福祉権利擁護事業」（市町社会福祉協議会で実施：福祉サービス利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等預かりサービス）や「成年後見制度」について、啓発するとともに、必要に応じて相談や調整等を実施する。

⑵ 入居者満足度の向上

これまで取り組んできた「入居者満足度調査」を継続実施し、その結果を入居者懇談会や家族会の場で公表するとともに、全職員に周知し、入居者の意見や要望を踏まえて、サービスの改善に努める。比較的評価の低い項目に関する内容は、資料に取りまとめ、随時、各種会議や委員会の場で提示し、サービス改善につなげていく。

⑶ 入居者等が意見を述べやすい体制の確保

ア　入居者・家族からの意見・要望への対応

入居者懇談会、家族会やれんげの会（ボランティア等）による「苦情相談報告会」等の機会を活用することはもとより、日常のサービス提供時においても、入居者や家族から意見・要望を積極的に聞き取るよう努める。また、入居者等からの意見や要望については、その内容を関係職員が共有し、所要の改善を図るなど迅速に対応するとともに、対応結果を入居者・家族にフィードバックして理解を得るよう努める。

イ　苦情解決の取組

入居者や家族、地域住民等からのや要望に対し、当事業団の「福祉サービスに関する苦情解決取扱規程」に基づき、提供するサービスが常に適切なものになるよう努める。

苦情対応は、適切かつ迅速に行い、苦情受付から解決・改善までの経過や結果を記録し、今後の施設サービス向上につなげていく。

２ サービスの質の確保・向上

⑴ サービスの質の充実

ア　個別性に配慮した支援

その人らしい生活や自立性が高まるよう入居者本位の生活と介護とを一致させた個

別ケアの充実に努める。入居者一人ひとりのニーズや能力に配慮したアセスメントを行い、個別性や希望に沿ったケアプラン及び「２４時間シート」(※)を活用し、安心・安全で快適な生活の提供及び充実に努める。

イ　健康管理

入居者一人ひとりの身体状況や健康管理、感染症予防など、生活に寄り添う看護ケアに心掛け、疾病への早期対応や協力病院・嘱託医師と連携の下、安心した生活が過ごせるように努める。

ウ　食事サービス

入居者の身体状況や栄養管理、嗜好等を考慮しながら、栄養ケアマネジメントを行い、個々の入居者に応じた食事提供をするとともに、地産・地消の実践や旬の食材の使用などによって、安全で季節感のある食事の提供に努める。また、食事は「楽しみ」でもあることから、ユニット炊飯やユニット調理、前年度より実施している「お茶会」についても引き続き継続していく。

エ　機能訓練

入居者一人ひとりの心身の状況に応じて、PT の指導の下、個別機能訓練計画に沿った訓練の実施に努める。また、個別又は集団で機能訓練を実施し、訓練内容の充実を図る。

オ　看取り介護（ターミナルケア）

「慣れ親しんだ灘海園で最期を迎えたい」という入居者や家族の思いを尊重し、その意向に沿って人生の最期を“その人らしく”迎えられるよう、家族やスタッフ、協力医療機関の嘱託医と連携しながら、きめ細やかな心のこもったケアに努める。そのため、「看取り介護の指針」及び「対応マニュアル」を職員に周知するとともに、家族及び職員に対するグリーフケア（※※）に取り組んでいく。

カ　生活環境の向上

個室化により、入居者一人ひとりに“自分の居場所”が確保されたことを踏まえ、入居者本人と相談し、自分の住まいと思える環境の整備に努める。

キ　新たなプログラムの研究・導入

入居者のニーズの変化や将来予測される新たなニーズにも対応するため、既存の様々なサービスプログラム（ケアや支援方法等）の改善に努め、全国的な研究や実践の動向も踏まえ、新たなプログラムの研究や導入に努める。

⑵ サービスの評価

ア　自己評価の実施

サービスの質が向上するよう、年１回、サービスの自己評価を実施し、自らが提供しているサービスについて全職域で振り返り、必要な改善に努める。必要に応じて評価事項等の見直しを行う。

イ　第三者評価の取組

前年度受審した第三者評価の結果を検証し、改善を図ることにより、サービスの一層の向上につなげていく。

⑶ サービスの適切な実施のための取組

ア　各種業務マニュアルの充実

入居者のサービス向上や職員研修の場面で各業務マニュアルを活用し、関連制度の改正や組織体制の変更、入居者の状況変化等に応じ、適宜マニュアルを見直し、内容の充実を図る。また、必要に応じて関係施設間で協議・調整し、可能な限りマニュアルの統一化を進めていく。

イ　サービス実施計画の策定・実施

各職域が連携、協働して的確なアセスメントを行い、入居者一人ひとりの個別性に応じたケアプランを策定し、適切にサービスを提供していく。また、PDCA サイクルを活用し、計画の継続的な改善と実施を図る。

ウ　サービス関連情報の共有化

ケアプランや個別支援計画、サービス提供記録等については、支援ソフト（絆）を活用して作成し、関係職員による情報の共有を徹底することにより、サービスの均質化や質の向上を図る。

３　利用者の安全確保とリスク対策

⑴ 利用者の安全確保

ア　事故、感染症等に係るリスクマネジメントの推進

入居者の安全を確保する上で、事故や感染症等は最大限の注意を払って回避すべきものであり、リスクマネジメントの観点に立って、各種マニュアルに基づき適切な対応を図ることとする。

介護事故等の防止に向けては、引き続き、サービス提供の各場面におけるヒヤリ・ハット事例について、ＳＨＥＬＬモデルを活用した要因分析を行い、リスク軽減の措置を講じるなど、きめ細かな対応を図る。

また、感染症については、常にその発生動向等に関する情報収集に努め、必要な予防対策を実施するとともに、感染症の発生時においては、関係行政機関の指導や嘱託医の指示等を踏まえ、適切な蔓延防止対策を実施する。

イ　食品の安全確保、衛生管理の徹底

食品の安全に関する情報収集を行い、発注業者にも安全性や賞味期限の確認を要請する。食品や調理場、食事を提供する場所の衛生管理に努め、ノロウイルス等感染症予防に努める。また、食材、厨房、居室等や調理従事者の衛生管理を徹底することにより、食中毒や感染症の予防を図る。

ウ　施設・設備の点検及び修繕等の実施

建物や設備等の日常点検を行い、異常や不調を発見した場合は、入居者の安全の確保を図るため、速やかに修繕等を行う。

⑵ 危機管理

ア　災害（火災、台風、地震等）等に係る対策の充実

３階建ての施設構造を踏まえた消防・防災訓練や災害種別に応じた避難訓練の充実を図る。また、昨年度策定した「防災マニュアル」と「消防計画」については、相互に補完して防災及び減災への意識とその実行性を高めるとともに、事業継続計画の初動対応としての位置づけを図る。

さらに、昨年度策定した「事業継続計画（BCP）」、「岩国地区老人福祉施設連絡協議会相互応援協定」、非常災害時の「事業団施設間相互支援実施要領」に基づく取組により、迅速かつ的確な対応を図る。

イ　不審者対応の徹底

「不審者対応マニュアル」に基づき、訓練を実施するとともに、不審者情報を察知した場合には、職員間で情報を共有し、入居者の安全確保を第一に、警察等と連携して的確な対応を図ることとする。

【地域とともに歩む施設づくり】

1　地域福祉の拠点としての役割の発揮

⑴　関係機関・団体等とのネットワークづくり

地域包括支援センターや地区の社会福祉施設、医療機関や介護支援専門員連絡協議会等の会議に出席し、情報交換等を通じて、地域の福祉ニーズの把握や緊密な連携による質の高いサービスに努める。また、関係機関・団体と協働して地域福祉の課題の解決に取り組むこととする。

⑵　ニーズの変化に対応した在宅サービスの拡充

高齢者福祉の向上に貢献できるよう、社会福祉を取り巻く環境変化に対応しつつ、安心して住み慣れた地域の中でできる限り自立した生活が継続できるよう、短期入所、通所介護、訪問介護、居宅介護支援事業所の連携強化に努める。

また、「地域包括ケアシステムの構築」に向けて、市町や関係機関、団体等との連携を一層強化するとともに、施設サービスや在宅福祉サービスの充実に努め、高齢者サービスの拠点としての役割を果たしていく。

小規模多機能事業所(又はグループホーム)の設置については、制度改正等の動向を踏まえ、市町や関係機関、団体と連絡調整しながら、引き続き検討していく。

⑶　セーフティネット機能の発揮

高齢者緊急・困難ケース、障害者虐待ケースについて、ショートステイ等により可能な限り受け入れるなど、関係機関や関係施設等との連携の下、地域におけるセーフティネット機能を積極的に発揮していく。

また、社会福祉法人の使命として、今後も生計困難者等に対する利用者負担軽減制度に取り組む。

⑷　地域貢献活動の積極的展開

社会福祉法人としての公益性を一層発揮するため、施設が有する人的・物的機能を活用し、施設自ら又は地域の団体等と連携して、様々な地域貢献活動を積極的に展開していくこととする。

具体的には、引き続き、幼児・小学生・中学生・高校生の福祉教育、職場体験学習の場として貢献できるよう積極的に施設機能を提供していくとともに、新たに岩国市社会福祉協議会等と連携・協力し、地域住民等を対象としたより内容を充実した「公開講座」や「出前講座」の開催を目指す。

また「公開講座」の一環として特養入居申込者等を対象とした「灘海園を知ってもらう集い」（仮称）を開催し、地域住民や家族介護者間の交流機会を作り出していくこととする。

さらに、居宅介護支援事業所や通所介護、訪問介護の在宅サービス利用者等で、在宅生活の中で食事に困っている方を対象とした配食サービスや独居の方を対象とした見守りサービスの実施などを検討していく。

⑸　災害時要援護者に対する支援

非常災害時に災害時要援護者の避難所（福祉避難所）として岩国市と協定書を締結しており、市から要請があった際は、可能な限り受け入れ、支援していく。

なお、災害時要援護者となる対象者についての情報を、岩国市に確認しながら、対応について調整していく。

２ 地域交流・施設開放の推進

⑴ 地域との相互交流機会の拡大

地域との交流は、入居者を広げ QOL を高める上で、また、地域の人々に施設や入居者に対する理解を深めていただく上からも極めて有意義である。

地域の一員として地域での行事やイベント等に積極的に参画するとともに、地域の人々に施設の行事やボランティア活動に参加してもらうなど、施設と地域の相互交流の機会を拡大する取組を進める。

⑵ ボランティアの積極的な受入れ

広報誌やホームページを利用したボランティアの募集、ボランティア研修会の企画、市町のボランティアセンターや「山口県高校生ボランティアバンク」等との連携を通じ、多様なボランティアの受入れを一層推進する。

⑶ 施設・設備や専門的機能の開放

施設開放の一環として、地域住民等からの要請に応じ、本来のサービスの提供に支障がない範囲で、地域交流室や会議室、設備・備品等の貸出しを行う。

また、出前講座や公開講座を開催していくことから、更に、地域との連携や PR 活動を強化し、こうした取組の一層の拡充を図る。

⑷ 地域でのボランティア活動の実施

地元自治会や社会福祉協議会、社会福祉施設等の連携の下、地域の清掃や花壇づくり等の環境美化活動、地域イベントに対する人的支援、他施設との交流など、地域でのボランティア活動の活発な展開を促進する。

また、“法人職員のボランティア活動” の実施については、今年度も引き続き実践に努めるとともに、県東部地区の事業団 3 施設と連携・協力し、関係職員(ボランティア会員登録)のボランティア活動への活発な参加を促進する。

※ 「24 時間シート」は、利用者の２４時間（1 日）の生活時間を追って、起床から始まる日課の項目に沿って、「どのように生活したいか？」「どこまでのことが自分で出来るか」「どのようにサポートしてほしいか」などを本人や家族に確認しながら、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものになるよう配慮していくためのツールとして作成する個別シートである。

※※ グリーフケアは、死に直面した際の家族の深い悲しみや想い、後悔や自責の念などのサポートをしていくものであり、事実を受け入れ、日々状態が変わっていく変化に適応するプロセスを支援するものである。